

令和7年度

# 大竹市ごみ収集カレンダー



ごみは正しく  
出しましょう。

## 基本ルール

- ① ごみ収集カレンダーをよく見て
- ② ごみの区分ごとに分別し
- ③ 決められた指定ごみ袋を使い
- ④ 決められた収集日の
- ⑤ 午前6時から午前8時30分  
までの間に
- ⑥ 住んでいる地区の  
ごみステーションに



A  
地区

防鹿・木野・元町  
白石・本町・新町  
油見・西栄・南栄  
東栄・北栄・阿多田

## 目次

- P1 ごみの分別方法
- P2~ 月別のごみ出しカレンダー
- P14~家庭ごみの分け方と出し方
- P20 ごみ処理手数料
- P21 粗大ごみの戸別収集
- P22 リサイクルセンターへのごみの持込み予約
- P23 生ごみ処理容器の購入補助
- P24 もやすごみ専用指定ごみ袋の無償配付
- P25 家庭ごみの無料戸別収集
- P26 小型家電の拠点回収
- P27 資源回収活動への報奨金
- P28 紙資源のリサイクルを進めましょう
- P29 不法投棄への対応
- P30 野焼きの禁止
- P30 旧もやすごみ指定袋(赤色)の使用禁止
- P31 家庭ごみの分別ガイド

カラスなどがごみをあさらないよう、ごみの早出しはやめ、ごみ袋にネットをしっかりとかぶせるなどしてください。

不法投棄は犯罪であり、法律で処罰されます。 ~不法投棄を発見した場合は、通報しましょう。~

# ごみの分別方法

家庭から出る不要なものを「ごみ」といいますが、その種類によって分別、減量することができます。

ごみステーションで回収できる分別は、①、②です。それ以外は予約してリサイクルセンターへ持ち込んでください。



日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
		 <b>1</b> ②プラスチックごみ	 <b>2</b> ③紙資源	 <b>3</b> ①もやすごみ	 <b>4</b> ④カン	<b>5</b>
<b>6</b>	 <b>7</b> ①もやすごみ	 <b>8</b> ②プラスチックごみ	 <b>9</b> ⑤BIN	 <b>10</b> ①もやすごみ	 <b>11</b> ⑥ペットボトル	<b>12</b>
<b>13</b>	 <b>14</b> ①もやすごみ	 <b>15</b> ②プラスチックごみ	 <b>16</b> ⑧もやさないごみ	 <b>17</b> ①もやすごみ		<b>18</b> <b>19</b>
<b>20</b>	 <b>21</b> ①もやすごみ	 <b>22</b> ②プラスチックごみ	 <b>23</b> ⑦衣類・毛布類	 <b>24</b> ①もやすごみ	 <b>25</b> ⑥ペットボトル	<b>26</b>
<b>27</b>	 <b>28</b> ①もやすごみ	 <b>29</b> 昭和の日 ②プラスチックごみ	 <b>30</b> ③紙資源			

リチウムイオン電池使用製品やリチウムイオン電池は、ごみステーションに出さないでください。(詳しくは、17・18・26ページ)

# 5月

令和7年

May

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
				 1 ①もやすごみ	 2 ④カン	(3) 憲法記念日
4 みどりの日	こどもの日	5 振替休日 ①もやすごみ	6 ②プラスチックごみ	7 ②プラスチックごみ	8 ①もやすごみ	9 10
11	 12 ①もやすごみ	 13 ②プラスチックごみ	 14 ⑤ビン	 15 ①もやすごみ	 16 ⑥ペットボトル	17
要予約 18 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	 19 ①もやすごみ	 20 ②プラスチックごみ	 21 ⑧もやさないごみ	 22 ①もやすごみ		23 24
25	 26 ①もやすごみ	 27 ②プラスチックごみ	 28 ⑦衣類・毛布類	 29 ①もやすごみ	 30 ⑥ペットボトル	31

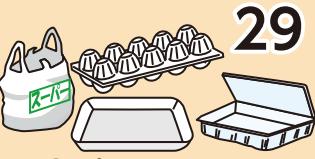
スプレー缶、カセットボンベは爆発・火災の危険性があるため、必ず使い切り、中身を空にして「カンの日」に出してください。

# 6月

令和7年  
June

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
1	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ③紙資源	 ①もやすごみ	 ④カン	7
8	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑤BIN	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	14
15	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑧もやさないごみ	 ①もやすごみ	20	21
22	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑦衣類・毛布類	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	28
29	 ①もやすごみ	30				

ライターは、必ずすべて使い切って、「もやさないごみの日」に出してください。

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
		 1 ②プラスチックごみ	 2 ③紙資源	 3 ①もやすごみ	 4 ④カン	5
6	 7 ①もやすごみ	 8 ②プラスチックごみ	 9 ⑤BIN	 10 ①もやすごみ	 11 ⑥ペットボトル	12
13	 14 ①もやすごみ	 15 ②プラスチックごみ	 16 ⑧もやさないごみ	 17 ①もやすごみ		18 19
要予約20 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	海の日 21	 22 ①もやすごみ	 23 ②プラスチックごみ	 24 ①もやすごみ	 25 ⑥ペットボトル	26
27	 28 ①もやすごみ	 29 ②プラスチックごみ	 30 ⑦衣類・毛布類	 31 ①もやすごみ		

ごみは、ごみの区分ごとに決められた指定ごみ袋を使用し、正しく出してください。

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
					 1 ④カン	2
3	 4 ①もやすごみ	 5 ②プラスチックごみ	 6 ③紙資源	 7 ①もやすごみ	 8 ⑥ペットボトル	9
10	山の日 11	 12 ①もやすごみ	 13 ②プラスチックごみ	 14 ⑤ビン	 15 ①もやすごみ	16
17	 18 ①もやすごみ	 19 ②プラスチックごみ	 20 ⑧もやさないごみ	 21 ①もやすごみ	 22 ⑥ペットボトル	23
24/31	 25 ①もやすごみ	 26 ②プラスチックごみ	 27 ⑦衣類・毛布類	 28 ①もやすごみ		29
						30

リチウムイオン電池使用製品やリチウムイオン電池は、ごみステーションに出さないでください。(詳しくは、17・18・26ページ)

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
	1  ①もやすごみ	2  ②プラスチックごみ	3  ③紙資源	4  ①もやすごみ	5  ④カン	6
7	8  ①もやすごみ	9  ②プラスチックごみ	10  ⑤ビン	11  ①もやすごみ	12  ⑥ペットボトル	13
14 敬老の日	15  ①もやすごみ	16  ①もやすごみ	17  ②プラスチックごみ	18  ⑧もやさないごみ	19  ①もやすごみ	20
要予約21 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	22  ①もやすごみ	23 秋分の日  ②プラスチックごみ	24  ⑦衣類・毛布類	25  ①もやすごみ	26  ⑥ペットボトル	27
28	29  ①もやすごみ	30  ②プラスチックごみ				

ごみ出しのルールが正しく守られていないごみは、警告シールを貼って収集しません。

# 10月

令和7年  
October

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
			 ③紙資源	 ①もやすごみ	 ④カン	4
5	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑤BIN	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	11
12	スポーツの日	(13)	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ①もやすごみ	17
19	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑧もやさないごみ	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	25
26	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑦衣類・毛布類	 ①もやすごみ		31

スプレー缶、カセットボンベは爆発・火災の危険性があるため、必ず使い切り、中身を空にして「カンの日」に出してください。

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
						1
2 文化の日	 ①もやすごみ 3	 ②プラスチックごみ 4	 ③紙資源 5	 ①もやすごみ 6	 ④カン 7	8
9	 ①もやすごみ 10	 ②プラスチックごみ 11	 ⑤ビン 12	 ①もやすごみ 13	 ⑥ペットボトル 14	15
要予約 16 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	 ①もやすごみ 17	 ②プラスチックごみ 18	 ⑧もやさないごみ 19	 ①もやすごみ 20		21 22
23/30 勤労感謝の日	 振替休日 ①もやすごみ 24	 ②プラスチックごみ 25	 ⑦衣類・毛布類 26	 ①もやすごみ 27	 ⑥ペットボトル 28	29

ごみは、各ごみ出し日の午前6時から午前8時30分までの間に、住んでいる地区のごみステーションに出してください。

# 12月

令和7年

December

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
	1  ①もやすごみ	2  ②プラスチックごみ	3  ③紙資源	4  ①もやすごみ	5  ④カン	6
7	8  ①もやすごみ	9  ②プラスチックごみ	10  ⑤ビン	11  ①もやすごみ	12  ⑥ペットボトル	13
14	15  ①もやすごみ	16  ②プラスチックごみ	17  ⑦衣類・毛布類	18  ①もやすごみ	19	20
21	22  ①もやすごみ	23  ②プラスチックごみ	24  ⑧もやさないごみ	25  ①もやすごみ	26  ⑥ペットボトル	27
28	29  ①もやすごみ	30  ②プラスチックごみ	31			

ライターは、必ずすべて使い切って、「もやさないごみの日」に出してください。

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
				元日 ①もやすごみ	① 1	2 3
4  ①もやすごみ	5  ②プラスチックごみ	6  ③紙資源	7  ①もやすごみ	8  ④カン	9  ④ペットボトル	10
11 成人の日  ①もやすごみ ⑫	13  ②プラスチックごみ	14  ⑤ビン	15  ①もやすごみ	16  ⑥ペットボトル	17	
要予約18 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	19  ①もやすごみ	20  ②プラスチックごみ	21  ⑧もやさないごみ	22  ①もやすごみ	23	24
25  ①もやすごみ	26  ②プラスチックごみ	27  ⑦衣類・毛布類	28  ①もやすごみ	29  ⑥ペットボトル	30  ⑥ペットボトル	31

指定ごみ袋に入らず、袋の口がしばられていない場合は、粗大ごみ扱いとなり、ごみステーションには出せません。

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
1	2  ①もやすごみ	3  ②プラスチックごみ	4  ③紙資源	5  ①もやすごみ	6  ④カン	7
8	9  ①もやすごみ	10  ②プラスチックごみ	11  建国記念の日 ⑤BIN	12  ①もやすごみ	13  ⑥ペットボトル	14
15	16  ①もやすごみ	17  ②プラスチックごみ	18  ⑧もやさないごみ	19  ①もやすごみ	20	21
22 天皇誕生日  ①もやすごみ	23  ②プラスチックごみ	24  ⑦衣類・毛布類	25  ①もやすごみ	26  ⑥ペットボトル	27	28

リチウムイオン電池使用製品やリチウムイオン電池は、ごみステーションに出さないでください。(詳しくは、17・18・26ページ)

# 3月

令和8年  
March

日 sun	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri	土 sat
1	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ③紙資源	 ①もやすごみ	 ④カン	7
8	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑤ビン	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	14
要予約 15 粗大ごみ 休日持込日 (当日予約不可)	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑧もやさないごみ	 ①もやすごみ	春分の日 20	21
22	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ	 ⑦衣類・毛布類	 ①もやすごみ	 ⑥ペットボトル	28
29	 ①もやすごみ	 ②プラスチックごみ				
30		31				

事業所、飲食店などの事業活動によって発生するごみは、「事業系ごみ」となるため、ごみステーションには出せません。

# 家庭ごみの 分け方 と 出し方

## ①もやすごみ

- 台所ごみ(生ごみ) ■資源化できない紙類 ■皮革製品
  - 靴・スリッパ ■ゴム製品 ■落ち葉、草花
  - 汚れや臭いが残っているプラスチックごみ ■木くず ■布類



- 「もやすごみ」専用の指定ごみ袋(オレンジ色)に入れ、袋の口はしっかりとしばつて出してください。
  - 長さ、30cm以上あるものは入れないでください。
  - 汚れや臭いが残っているプラスチックごみは、「もやすごみの日」に出してください。
  - 金属類・ガラス・陶磁器などは取り除き、混入しないようにしてください。
  - 生ごみは、よく水切りをして出してください。
  - 食用油の残ったものは、新聞紙や布などにしみこませるか、凝固剤で固めて出してください。

## ②プラスチックごみ

- 石油で作られたビニールやポリエチレン製のものなどが対象です。  
(汚れや臭いが残っているものや、塩化ビニール製品は、「もやすごみの日」に出してください。)



※これらの表示のあるものが対象です

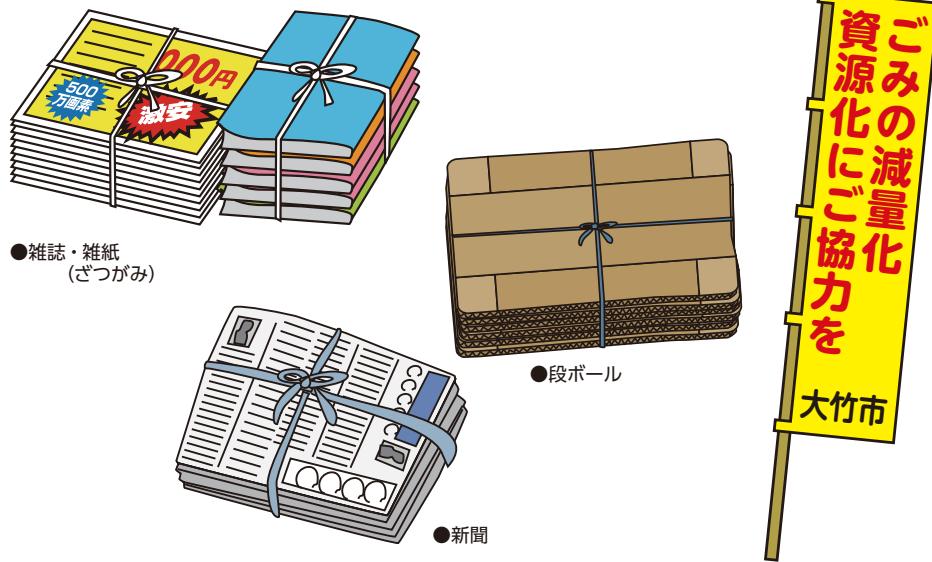
- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
  - リサイクルのできるプラスチックは、汚れなどを洗い流したきれいな状態の物だけを入れてください。
  - 汚れや臭いが取れないもの(マヨネーズやケチャップの容器、残飯のある弁当箱、食品パック、トレー、シャンプーや洗剤の容器など)は、「もやすごみの日」にしてください。
  - プラスチックごみは上記の5種類の表示があるものが対象です。
  - 食用ラップなどの塩化ビニール製品は、「もやすごみの日」にしてください。
  - 白色トレーなどはスーパーなどの店頭回収も活用し、リサイクルにご協力ください。



※この表示のあるものは  
「もやすごみ」です。

## ③紙 資 源

■新聞 ■雑誌・雑紙(ざつがみ) ■段ボール

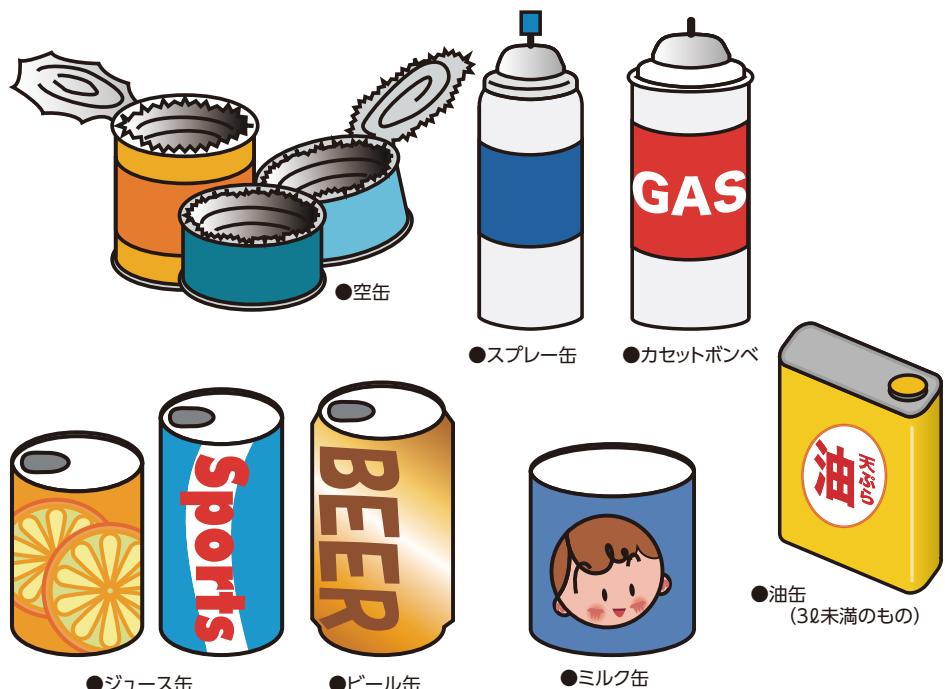


- 紙資源は、「新聞」、「雑誌・雑紙(ざつがみ)」、「段ボール」の3種類に分別して出してください。
- 種類ごとに、ひもで十字かけにしばって出してください。その際、ガムテープなどの粘着性のものは、使用しないでください。
- 新聞には、折込みチラシも含まれます。また、雑誌・雑紙(ざつがみ)は、新聞、段ボール、紙パック以外の資源化できる紙が該当します。
- 紙パックは対象外です。もやごみとして出すか、スーパーなどの店頭回収を活用してください。
- ごみ収集カレンダーの「紙資源の日」には、資源回収の活動を示す黄色い「のぼり」の立っているごみステーションに限り、アルミ缶も出すことができます。
- 紙資源は、自治会などの団体が行う資源回収の活動として出すことで、資源としての有効な活用にご協力ください。紙資源としてリサイクルに適さない紙は入れないでください。(詳しいことは、27・28ページをご覧ください。)

## ④力 ン

■缶類(容量3ℓ未満のもの。)

\*スプレー缶、カセットボンベは、必ず中身を空にしてください。



- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- 容量が3ℓ以上の缶類は、「もやさないごみの日」に出してください。
- スプレー缶、カセットボンベは、爆発・火災の危険性があるため、必ず使い切り、中身を空にして出してください。なお、爆発・火災の危険性があるため、穴あけはしないでください。
- 内容物や汚れを取り除き、中をよく水洗いして出してください。
- アルミ缶は、自治会などの団体が行う資源回収の活動として出すことで、資源としての有効な活用にご協力ください。

## ⑤ビン

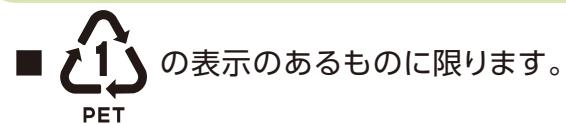
### ■ビン類

※キャップは必ず取ってください。



- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- ビンは、割らずに出してください。
- 割れたビンは新聞紙などに包み、「危険」と表示して出してください。
- ビンのキャップは必ず取って、それぞれのキャップのごみ出しの区分に応じて出してください。
- 内容物や汚れを取り除き、中をよく水洗いして出してください。
- 洗浄などにより繰り返し使用できる一升ビン、ビールビン、牛乳ビンなどのリターナブルビンは、できる限り販売店などで引き取ってもらってください。
- 化粧ビン、海苔のビン、ガラス類は、「もやさないごみの日」に出してください。
- 農薬などの毒物・危険物のビンは回収できないため、販売店などに返却してください。ただし、中身がなく、中をきれいに洗えば、「ビン」として出すことができます。

## ⑥ペットボトル



※キャップ・ラベルは必ず取ってください。



- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- ペットボトルは、ペットボトル表示マークのあるものだけが対象です。
- 中身を空にし、きれいに水洗いして出してください。
- 必ずキャップを取って出してください。  
キャップがついたままだと、処理する際、機械の故障の原因となります。
- キャップやラベル、ペットボトル表示マークのないペットボトルは、「プラスチックごみの日」に出してください。
- スーパーなどの店頭回収も活用し、ペットボトルの原料などへのリサイクルに、積極的にご協力ください。

## ⑦衣類・毛布類

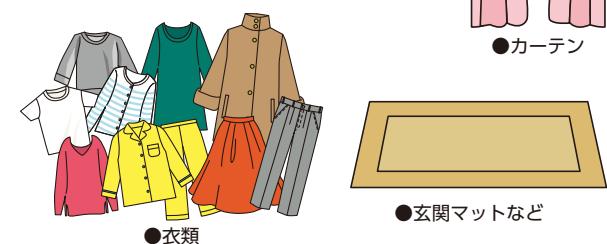
### ■毛布、シーツ、薄手の布団 ■衣類

### ■ビニールシート、ブルーシート

### ■カーテン ■玄関マット ■バスタオル

### ■すだれ ■ござ、い草マット

※指定ごみ袋に入り、袋の口がしばられているものに限ります。



- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- 指定ごみ袋に入らない場合や袋の口がしばられない場合は、ごみステーションにはごみ出しきできません。粗大ごみとしてリサイクルセンターに持ち込むなどしてください。(17ページ参照)
- 30cm四方未満または長さ30cm未満に切断すれば、「もやさごみの日」に出すことができます。
- 布類(下着、靴下、ハンドタオルなど)は、できるだけ「もやさごみの日」に出してください。
- 衣類やシーツのファスナー、ボタンは付いたまま出すことができます。

## ⑧もやさないごみ

- 陶磁器類 ■ガラス類 ■金属類 ■小型家電製品
- 硬質のプラスチック類 ■素材が混合しているごみ

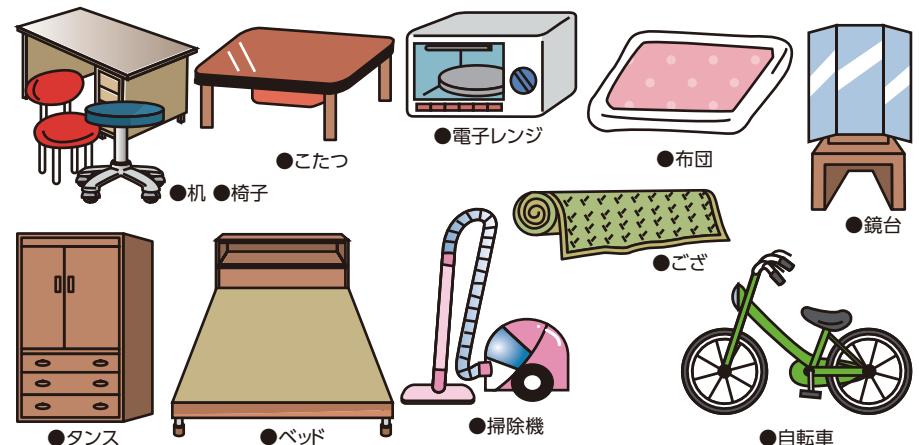


- 「資源回収」専用の指定ごみ袋(青色または緑色)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- ガラスくず、刃物などは、収集時にケガをするおそれがあるため、新聞紙などに包み、「危険」と表示をして出してください。
- ライターは、必ずすべて使い切り、火がつかないことを確認してから出してください。
- スプレー缶、カセットボンベは、必ず「カンの日」に出してください。その際、爆発などの危険性があるため、必ず使い切り、中身を空にして出してください。
- 家電リサイクル法の対象であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、回収できません。(19ページ参照)
- 加熱式たばこ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリーなどのリチウムイオン電池を含む小型家電製品は対象外です。販売店に回収してもらうか(品目により有料の場合あり)、小型家電回収ボックスに入れるか、資源回収専用指定ごみ袋に入れて、予約のうえリサイクルセンターに持ち込んでください。(22・26ページ参照)

## 粗大ごみ

- 家具、建具類 ■大型家電製品 ■乗物類 ■寝具類 ■敷物類

※粗大ごみはごみステーションには出せません。



- 「粗大ごみ」の処分は、長さなどに応じて、ごみ処理手数料を負担することとなります。
- 「粗大ごみ」の基準は、ごみの区分ごとに決められた指定ごみ袋に入らず、袋の口がしばられない場合です。その場合、「粗大ごみ」としてごみステーションにはごみ出しできません。  
※ブロック、レンガ、瓦などの重たいものは、指定ごみ袋に入っても、粗大ごみとして扱い、ごみステーションにはごみ出しできません。
- 粗大ごみの処分には、  
 ①自らが、リサイクルセンターに、直接、持ち込む。  
 ②市の委託業者が、自宅まで収集に伺う。  
 の2とおりの方法があり、いずれも、事前の予約が必要です。  
(詳しくは、20・21・22ページをご覧ください。)
- 買い替える場合は、できる限り販売店で引き取ってもらってください。
- 家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、バイク、ピアノなど、市では取り扱えないもの、取り扱わないものがありますので、注意してください。(詳しくは、19ページをご覧ください。)
- 市では取り扱えないもの、取り扱わないものについては、一旦持ち込まれた場合であっても、持ち帰ってもらうこととなります。

# せん定枝の予約受け入れ

## ■せん定枝

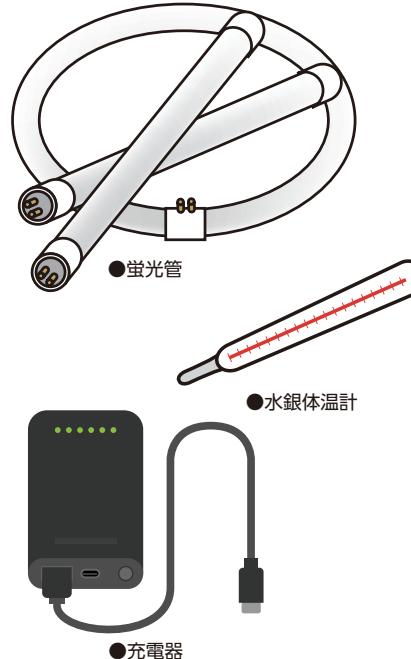


毎月第3木曜日(要予約)

- せん定枝の受入場所は港町一丁目1番14号 旧シルバー人材センター前です。受入日は毎月第3木曜日の午後になります。火曜日までにリサイクルセンターへ電話予約(52-5224)をした方に、受入時間を指定して実施します。受入日・受入場所がほかのごみと異なるので、せん定枝は単独で予約してください。
- せん定枝は、リサイクルのため長さ1m、太さ10cm以下に切断する必要があります。指定ごみ袋を使用せずに持ち込んでください。草や落ち葉は回収しません。また、直径10cmメートルを超える幹や太い枝は、粗大ごみとなるため、リサイクルセンターへの持ち込みの予約をしてください。
- 落ち葉、草花、果樹やトゲのある枝は、30cm以下に切断し、「もやすごみ」専用の指定ごみ袋(オレンジ色)に入れ「もやすごみの日」に出してください。
- リサイクルセンターでは「せん定枝」は回収しません。「せん定枝」に該当するごみがあった場合、「もやすごみ」専用の指定ごみ袋(オレンジ色)に入らないものは、すべて粗大ごみとして料金がかかります。
- 業者がせん定した場合は、事業系ごみとなるため、ごみステーションにごみ出ししたり、リサイクルセンターに持ち込むことはできません。

# 有害ごみ

- 蛍光管
- 水銀体温計
- 充電池
- 充電式小型家電
- リチウムイオン電池

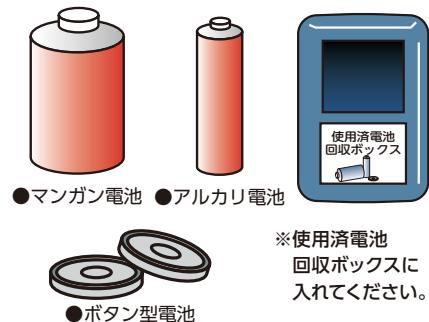


- 有害ごみは、「資源回収」専用袋(青色)に入れて、予約をしてリサイクルセンターへ持ち込んでください。
- ごみステーションには出さないでください。
- 充電式小型家電は、公共施設内に設置している小型家電回収ボックスを利用してください。(詳しくは、26ページをご覧ください。)

# 電池類

- マンガン電池
- アルカリ電池
- ボタン型電池

※リチウムイオン電池などの小型充電式電池は有害ごみです。

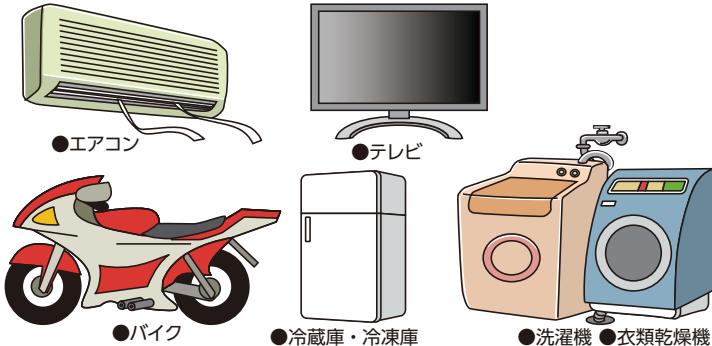


※使用済電池  
回収ボックスに  
入れてください。

- 電池は、地区ごとに設置している回収ボックスに、直接、入れてください。
- 電池以外のものは、入れないでください。
- 回収ボックスが近くにない場合は、「資源回収」専用の指定ごみ袋に入れて「もやさないごみの日」に出すこともできます。

## 市では取り扱えないもの

- 家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- バイク



- 家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、購入した家電販売店または買い替えをする家電販売店でリサイクル料金を支払い、引き取ってもらってください。
- 購入店が廃業したり、引越しなどにより遠方で引き取りができない場合は、郵便局でリサイクル券を購入のうえ、下記の指定引取り場所に持ち込んでください。  
※家電の種類・メーカー・サイズによってリサイクル料金が異なりますので、詳しいことは、郵便局にお問い合わせください。
- 指定引取り場所に持ち込む手段がない場合は、リサイクルセンターへの申込みにより、自宅まで収集に伺います。  
(有料:1個当たり2,040円 ※リサイクル券は本人が購入)  
(詳しくは、21ページをご覧ください。)
- (指定引取り場所)**  
岡山県貨物運送株式会社 大竹事業所  
大竹市小方1丁目4番18号  
TEL 52-4801
- バイクは、二輪リサイクルの対象となるため、二輪販売店に、直接、お問い合わせください。

## 市では取り扱わないもの

- 消火器 ■金庫 ■ガスボンベ
- ピアノ ■仏壇・仏具・神棚・神具
- 室外型の温水器・湯沸器
- タイヤ・バッテリーなどの自動車部品
- 薬品類 ■ペットの死骸
- 土砂・石



- 家の小規模な改築、倉庫の解体など、一時的に多量に発生するごみは、引き取ることができません。  
また、改築、解体などを業者に依頼した場合は、その業者で処分することになります。
- 土砂や石などは、ごみではないため、引き取ることができません。
- 掲載しているものは、販売店または関係業界などが回収や処分を行ったり、処分先を定めているものの一例です。詳しいことは、販売店などにお問い合わせください。
- 消火器の処分は、(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して行っており、市では引き取ることができません。下記の特定窓口に、直接、お問い合わせください。

**(消火器処分の特定窓口)**  
株式会社 三葉ポンプ SF大竹  
大竹市北栄5番9号  
TEL 53-7651

## 収集しないもの

- 事業系ごみ  
事業所、商店、飲食店、病院などの事業活動によって発生するごみ



- 事業所、商店、飲食店、病院などの事業活動によって発生するごみは、「事業系ごみ」となるため、ごみステーションにはごみ出しできません。
- 「事業系ごみ(一般廃棄物のみ)」は、あらかじめ事業所としての登録を行ったうえで、リサイクルセンターに、直接、持ち込むか、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者に収集してもらう必要があります。
- 産業廃棄物に該当する場合は、リサイクルセンターに持ち込むことはできません。産業廃棄物処理業者に処理を依頼するなどし、適正に処分してください。
- 詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。

# ごみ処理手数料

## ごみ処理手数料の対象

### [ごみ処理手数料の対象となるごみの種類]

市では、**可燃ごみ・粗大ごみ**

の2種類に、ごみ処理手数料を導入しています。

## ごみ処理手数料の負担方法など

### 可燃ごみ

●ごみ処理手数料を、もやすごみ指定袋に付加し、もやすごみ指定袋を購入することで、手数料を納めていただくこととなります。

### 粗大ごみ

●「粗大ごみ」の基準は、ごみの区分ごとに決められた指定ごみ袋に入らず、袋の口がしばられていない場合としており、ごみステーションにはごみ出しができず、別にごみ処理手数料を負担して処分することとなります。

※ブロック、レンガ、瓦などの重たいものは、指定ごみ袋に入っても、粗大ごみとして扱い、ごみステーションにはごみ出しできません。

●粗大ごみの処分は、

①自らが、リサイクルセンターに、直接、持ち込む。

②市の委託業者が、自宅まで収集に伺う。

の2つあります。いずれも、事前の予約が必要です。

※ 詳しくは、21・22ページをご覧ください。

●ごみ処理手数料は、粗大ごみの縦・横・高さのうち、最も長い辺で算定します。

●粗大ごみをリサイクルセンターに持ち込む場合は、持ち込まれた際に、直接、受付で手数料を納めていただきます。

## ごみ処理手数料の負担額など

### もやすごみ専用指定ごみ袋の料金

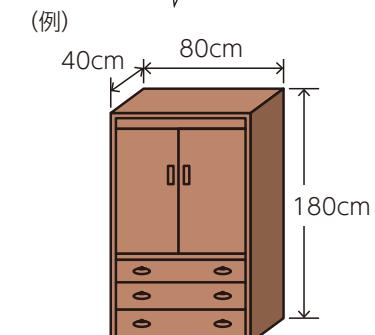
45Lサイズの袋(オレンジ色・大)	1袋(10枚入り) 450円
30Lサイズの袋(オレンジ色・中)	1袋(10枚入り) 300円
20Lサイズの袋(オレンジ色・小)	1袋(10枚入り) 200円

### 資源回収専用指定ごみ袋の料金

45Lサイズの袋(青色・大)	1袋(10枚入り) 170円
30Lサイズの袋(青色・中)	1袋(10枚入り) 150円
20Lサイズの袋(青色・小)	1袋(10枚入り) 130円



最も長い辺で算定します。  
この例の場合、1m以上2m未満の区分となります。



### 粗大ごみ(持込みの場合)

1m未満	1個当たり	200円
1m以上2m未満	1個当たり	410円
2m以上	1個当たり	610円

### 粗大ごみ(戸別収集の場合)

1m未満	1個当たり	710円
1m以上2m未満	1個当たり	920円
2m以上	1個当たり	1,120円

# 粗大ごみの戸別収集を行っています。(有料)

## 「粗大ごみの戸別収集」とは

- タンス、ベッド、机などの粗大ごみを、自らリサイクルセンターに持ち込むことができない場合、市が委託する事業者が自宅まで、収集に伺います。

## 戸別収集の取扱い

- 収集は、平日の金曜日に行います。  
なお、市内を巡回して順番に収集するため、収集時間を指定することはできません。
- 収集は、予約の申込みをした日の翌週以降の金曜日となります。  
なお、1日の収集受入数は、15件までです。
- 収集は有料であり、ごみ処理手数料は、粗大ごみの縦・横・高さのうち、最も長い辺で算定します。(詳しくは、20ページをご覧ください。)
- あらかじめ利用者が、収集用の車両(2ントラック)が乗入れできる場所まで、粗大ごみを持ち出しておく必要があり、利用者で持ち出しができない場合は利用できません。
- 収集員(2名)による収集車両への積込みができる粗大ごみは、収集できません。
- 長さ2mを超える粗大ごみは収集できない場合がありますので、申込時に申告してください。
- 収集は、1世帯につき1日5点までです。
- 収集を希望する粗大ごみの数が多いなどで、戸別収集が利用できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集してもらう方法などがあります。  
※詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。

## 申込み手続きなど

- 予約の受付は平日のみです。土・日曜日、休日及び年末年始などの閑庁日は、受付できません。
- 受付電話 52-5224 (予約専用)  
52-5101
- 受付時間 8:30~17:00  
※ 昼時間(12:00~13:00)も、受付を行っています。
- 受付の際に、次のことを確認させていただきます。
  - 収集を希望する期日
  - 収集を希望する方の氏名、住所及び電話番号
  - 収集を希望する粗大ごみの内容  
(長さをあらかじめ測っておいてください。)
  - 収集車の乗入れの可否
- 予約を受け付けた場合、納付書を送付しますので、必ず収集日の前日までに市内の金融機関(郵便局を除く)で納付してください。
- 納付書でごみ処理手数料を納付後、納付書の3枚目にあるシール式の領収済書を、必ず収集を必要とする粗大ごみに貼ってください。
- 粗大ごみに領収済書のシールが貼られていない場合は、ごみ処理手数料の納付が確認できないため、収集することができません。
- 家電リサイクル法の対象であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機も、1個当たり**2,040円**で戸別収集することができます。  
ただし、あらかじめ郵便局でリサイクル券を購入する必要があります。  
※家電の種類などによって、リサイクル券(リサイクル料)が異なりますので、詳しいことは、郵便局にお問い合わせください。

# リサイクルセンターにごみを持ち込む場合は、予約が必要です。

## 持込み予約の受付

### ●予約の受付

持込みの前日までに、電話で予約が必要です。

### ●予約せずにリサイクルセンターに来られても、受け入れできません。

### ●予約の受付は、平日のみです。

土・日曜日、休日及び年末年始などの閉庁日は、受付できません。

### ●受付電話 52-5224（予約専用）

52-5101

### ●受付時間 8:30～17:00

### ●受付の際に、次のことを確認させていただきます。

- 希望する日時
- 持込みをする方の氏名、住所及び電話番号
- 持込みをする車両の種別（乗用車・軽トラックなど）
- 持込むごみの種類及び数量
- 持込みの回数

## 持ち込む際の制限など

### ●通常の持込みは平日のみで、受入数には、時間ごとに制限があります。

### ●持込時間 午前の持込み： 8:30～12:00

午後の持込み： 13:00～16:00

### ●1日の持込み回数は、1世帯につき2台または2回までです。

### ●2トン以上の大さなトラックでの持込みはできません。

### ●事業所名の入った車両で持ち込まれた場合、ごみの内容を確認の上、事業系ごみとして扱わせていただく場合があります。

〔市外の事業所名の入った車両で持ち込まれた場合で、ごみが当該市外事業所から排出されたものと認められる場合は、受け入れできません。〕

### ●申込者本人または同居の家族以外による持込みは、原則、できません。（受付で、免許証などにより住所などを確認します。）

### ●持ち込むごみについては、必ずごみの種類ごとに分別のうえ、それぞれのごみの区分に応じた別々の指定ごみ袋に入れ、ごみステーションにごみ出しするのと同様の状態で持ち込む必要があります。

### ●指定ごみ袋に入らない場合は、粗大ごみとして、ごみ処理手数料を納めていただきます。

※ 「新聞、雑誌・雑紙、段ボールなどの紙資源」は、持込みの際に指定ごみ袋に入れる必要はありません。

## 粗大ごみなどの「休日持込み」

### ●平日に粗大ごみなどの持込みができない方のため、奇数月の第3日曜日に、「休日持込み」として受け入れています。

### ●あらかじめ予約をしておく必要があり、持込み当日の予約による持込みはできません。（予約は平日のみです。）

### ●1日の持込み受入数は、110件までです。

### ●持込時間 午前の持込み： 8:30～12:00

午後の持込み： 13:00～15:00

### ●持込み予約の方法などは、平日にリサイクルセンターに持ち込む場合と同様です。

# 生ごみ処理容器の購入に対する補助金をご活用ください。

## 補助の目的

- 生ごみをたい肥化することで、もやすごみの減量化を進めるため、生ごみ処理容器の購入者に対して、購入費の一部を補助します。

## 補助の対象

- ・コンポスト
- ・生ごみ処理バケツ
- ・段ボールコンポスト
- ・基材・付属品(コンポストに使用するもの)
- ・電動生ごみ処理機

## 補助額など

- 処理容器1個または1セットにつき、購入金額の2分の1以内の額(100円未満は切捨て)で、それぞれ次の金額を上限とします。

・コンポスト	容量130ℓ以下のもの	2,000円
	容量130ℓを超えるもの	3,500円
・生ごみ処理バケツ		1,000円
・段ボールコンポスト		1,000円
・基材・付属品		各1,000円
・電動生ごみ処理機		20,000円

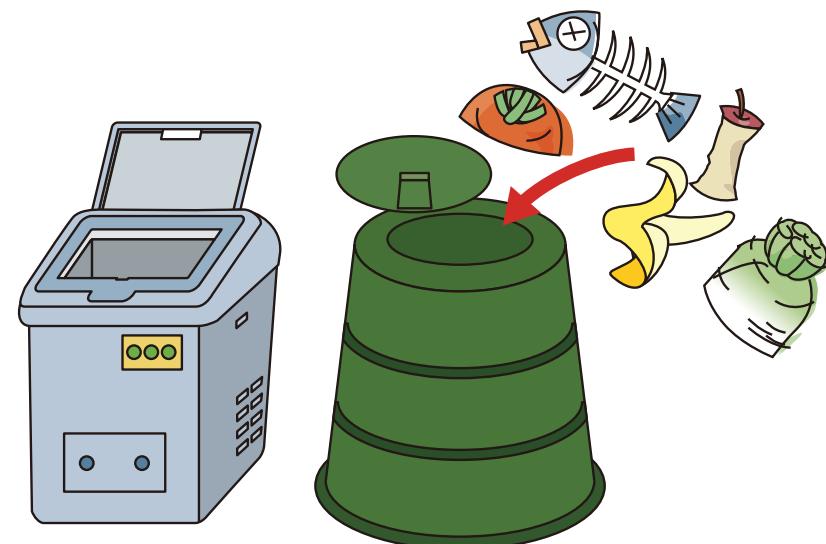
- 各処理容器の1年間の補助上限数は、次のとおりです。

・コンポスト	2個
・生ごみ処理バケツ	2個
・段ボールコンポスト	6セット
・基材・付属品	各8個
・電動生ごみ処理機	1機

※電動生ごみ処理機については、補助を受けてから5年間は、新たに補助を受けることができません。

## 申請方法など

- 環境整備課(市役所本庁舎2階)、リサイクルセンターに申請書があります。
- 申請書に必要事項を記入のうえ、必ず領収書を添付して環境整備課またはリサイクルセンターに提出してください。
- 申請には押印が必要です。
- 補助金は、後日、指定の口座に振り込みます。
- コンポスト、生ごみ処理バケツは、環境整備課、リサイクルセンターでも販売しています。  
なお、市で購入する場合、あらかじめ補助額を差し引いた額での購入となるため、補助金の申請は不要です。
- 補助金は、年度ごとに予算額の範囲で決定しますので、購入年度を過ぎた申請や、予算枠を使い切った場合は給付されません。
- 詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。



# もやすごみ専用指定ごみ袋を、無償で配付します。

## 無償配付の目的

- 可燃ごみにごみ処理手数料を付加していることに伴い、可燃ごみの減量が困難な世帯や、所得が低いため経済的な負担が大きい世帯に対して、もやすごみ専用指定ごみ袋を無償で配付します。

## 無償配付の対象など

### 常時、おむつの使用が必要な方のいる世帯

- 常時、おむつの使用が必要であることが医師により診断された、在宅の高齢者や障害者のいる世帯が対象です。
- 申請の際、常時、おむつの使用が必要であることを証明する医師の診断書が必要です。

※ただし、介護認定を受けている方で、介護申請の際の主治医意見書によって、常時、おむつの使用が必要であることが確認できる場合は、医師の診断書は不要です。

- 年間に、もやすごみ指定袋(中)を、10袋(100枚)を上限として配付します。

### 2歳未満の乳幼児のいる世帯

- 2歳未満の乳幼児のいる世帯が対象で、満2歳に到達する月の前月分までを配付します。
- 年間に、もやすごみ指定袋(中)を、10袋(100枚)を上限として配付します。

### 所得の低い世帯

- 市民税が非課税の世帯(世帯員全員が非課税)または生活保護を受けている世帯が対象です。

- 年間に、もやすごみ指定袋(中)を、3袋(30枚)を上限として配付します。  
※市民税が非課税の世帯への配付は、課税状況を調査する必要があるため、**6月中旬以降の配付**となります。

## 申請方法など

- 環境整備課(市役所本庁舎2階)、リサイクルセンター、各支所に備え付けの申請書で申し込んでください。  
(申請書の様式は大竹市のホームページからもダウンロードできます。)
- 申請は、年度(4月～翌年3月)ごとに行う必要があります。**  
指定ごみ袋は申請した期日に応じて配付するため、申請が遅れた場合、配付数が少なくなります。  
※翌年度分の申請は、3月から受付を開始します。
- 申請書に基づき、それぞれ無償配付の対象要件について調査したうえで、該当者には、後日「指定ごみ袋引換券」を郵送します。  
なお、対象要件の調査には、1ヶ月程度の期間がかかります。
- 常時、おむつの使用が必要な方のいる世帯からの申請で、介護申請の際の主治医意見書によって、常時、おむつの使用が必要であることが確認できなかった場合は、改めて医師による診断書を提出する必要があります。
- 常時、おむつの使用が必要な方のいる世帯への無償配付を決定して以降、その状態が恒常に継続するものと判断される場合は、次年度以降の申請の際には診断書の添付は不要です。
- 「指定ごみ袋引換券」は、環境整備課、リサイクルセンター、各支所でごみ袋と引き換えることができます。
- 詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。

# ごみ出しが困難な方に対して、無料で戸別収集に伺います。

## 「ふれあい戸別収集」とは

- 寝たきりなど、ごみステーションへのごみ出しが困難な方で、親族などの協力を得ることができない場合、自宅の玄関までごみの収集に伺う、「ふれあい戸別収集」を行っています。
- 対象となるのは、世帯員が次の①～⑤の方のみで構成されている世帯です。
  - ①介護保険の要介護認定が3以上の方
  - ②身体障害者手帳の1級または2級を所持している方
  - ③療育手帳のⒶまたはAを所持している方
  - ④精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している方
  - ⑤上記以外で、特別な事情があるため、戸別収集が必要な方
- 利用料は無料で、収集は週2回までです。
- 公益社団法人大竹市シルバー人材センターの会員が自宅に伺い、ごみを収集し、リサイクルセンターに持ち込みます。
- ごみ収集カレンダーで決められた収集日やごみ出しの時間に関係なく、一度に複数の種類のごみを、収集員と決めた時間にごみ出しすることができます。
- あらかじめ自分でごみの区分ごとに分別し、ごみの区分に応じた指定のごみ袋に入れたうえで、収集員と決めた時間までに、玄関口へごみ出しする必要があります。
- 家の片付けなどで、大量に出たごみは収集できません。一般廃棄物収集運搬許可業者に収集してもらう方法などがあります。※詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。

## 申請手続きなど

- 環境整備課(市役所本庁舎2階)、リサイクルセンター、地域包括支援センター(サントピア大竹内)、大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター(メープルヒル病院内)、居宅介護事業所などに申請書があります。
- 申請の際、ごみステーションへのごみ出しが困難であることが確認できる次の書類などがある場合は、その写しを添付してください。
  - 介護保険被保険者証
  - 身体障害者手帳
  - 療育手帳
  - 精神障害者保健福祉手帳
- 申請後、訪問調査を行ったうえで、利用の可否について決定し、通知します。
- 本人による申請が困難な場合は、お住まいの地区の自治会長や民生委員などに代理で申請してもらうこともできます。
- 詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。



# 小型家電の拠点回収にご協力ください。

## 「小型家電の拠点回収」とは

- 各家庭の電気や電池で動く電化製品(小型家電)には、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。
- これらを資源としてリサイクルする活動を積極的に行うため、市内の公共施設に回収ボックスを設置して、家庭で不要となった使用済小型家電を回収します。

## 回収ボックスの設置場所など

- ◎市役所本庁2階正面玄関内
- ◎大竹・玖波・栗谷支所
- ◎総合市民会館
- ◎栄公民館
- ◎コミュニティサロン玖波・元町
- ◎おがたピア

- 持ち込みできる日や時間は、各施設の開館日及び開館時間となります。
- 回収ボックスの投入口は、

**たて15cm×よこ31cm**

- で、この投入口に入る小型家電が対象となります。  
※回収ボックスに入らないものは、持ち帰っていただくこととなります。
- 回収ボックスに投入する際、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

## 回収ボックスで回収可能な小型家電の品目例

- ①携帯電話端末・スマートフォン、パーソナルコンピュータ(モニターを含みます。)  
※タブレット型情報通信端末を含みます。
- ②電話機、ファクシミリ
- ③ラジオ
- ④デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
- ⑤映像用機器(DVDビデオ、HDDレコーダー、ブルーレイ・ディスクレコーダー/プレーヤ、ビデオテープレコーダー、チューナ)

- ⑥音響機器(MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ[フラッシュメモリ]、デジタルオーディオプレーヤ[HDD]、CDプレーヤ、デッキを除くテープレコーダ、ヘッドホン、イヤホン、ICレコーダ、補聴器)
- ⑦補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
- ⑧電子書籍端末
- ⑨電子辞書、電卓
- ⑩電子血圧計、電子体温計
- ⑪理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気かみそり洗浄機、電気バリカン、電動歯ブラシ)
- ⑫懐中電灯
- ⑬時計
- ⑭ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機)
- ⑮カー用品(カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーコードプレーヤ、カーディスクプレーヤー、カーブル、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
- ⑯これらの附属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器など)
- ⑰電子たばこ、加熱式たばこ
- ⑱モバイルバッテリー



## 回収ボックスに入らない場合

- リチウムイオン電池使用製品は、販売店に回収してもらうか、資源回収専用指定ごみ袋に入れて、事前に予約のうえ、リサイクルセンターに持ち込んでください。リチウムイオン電池を使用していない製品は資源回収専用指定ごみ袋に入れて「もやさないごみの日」に、ごみステーションに出してください。
- 「資源回収」専用の指定ごみ袋に入らないものは、事前に予約して、リサイクルセンターに持ち込んでください。ただし、粗大ごみとして、有料となります。(※詳しくは、20・22ページをご覧ください。)

# 資源回収の活動に対して、報奨金を交付しています。

## 「資源回収」の活動とは

- 自治会や子ども会・サークルなどの団体が、家庭から出た資源となる紙類やアルミ缶を集めて、回収業者に引き渡すリサイクル活動です。
- 市では、こうしたリサイクル活動に対して、業者による回収により引き渡した資源となる対象物について、1kg当たり4円の割合で算出した金額を報奨金として交付しています。  
そして、こうした活動を支援することでごみの減量化を進めており、報奨金は、それぞれの団体の活動資金などとして、有効に活用されています。
- 資源回収の対象となるもの
  - 紙類・新聞、雑誌・雑紙(ざつがみ)、段ボール
  - アルミ缶  
※資源回収の取組みでアルミ缶をごみステーションに出したり回収業者に引き渡す場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。透明な袋に入れるなどして出してください。
- 資源回収の取組みには、「システム回収」と「団体回収」の2種類の方法があります。
  - (システム回収)  
ごみ収集カレンダーで決められた「紙資源の日」に、資源回収の取組みを示す黄色い「のぼり」の立っているごみステーションに、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、アルミ缶を出す取組みです。
  - (団体回収)  
資源回収に取り組む実施団体が、回収業者と都合のいい実施日や場所を決めて、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、アルミ缶などを出す取組みです。

●アルミカンは、「カンの日」にごみ出しするのではなく、「紙資源の日」に「のぼり」の立っているごみステーションや団体回収で指定する場所に出すことで、取組みを行っている団体への報奨金の交付対象となりますので、積極的なご協力をお願いします。

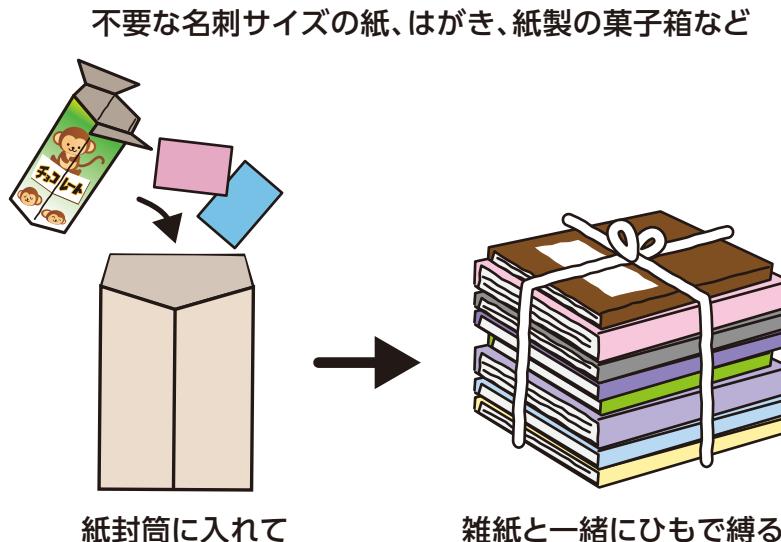
## 申請手続きなど

- 所定の様式により、年1回、リサイクルセンターに申請する必要があります。
- なお、既に資源回収の活動に取り組んでいる団体については、毎年、申請の時期の前に文書でお知らせします。
- 資源回収の取組みを示す「のぼり」は、環境整備課(市役所本庁舎2階)、リサイクルセンターで配付しています。



# 紙資源のリサイクルを進めましょう。

- 紙資源は、段ボール、新聞、雑誌・雑紙の3種類に分けて、回収しています。段ボールや新聞は、それぞれ材質が見た目で判断しやすいものです。雑誌・雑紙は、段ボール、新聞以外のリサイクルが可能な紙資源全般を指します。牛乳などの紙パックは、スーパーなどに設置された専用の回収ボックスでの回収にご協力をお願いします。
- リサイクルができないもの(禁忌品:右の欄参照)を除いた紙類は、小さい物を含めて紙資源(雑紙)として回収する方法があります。雑誌やカタログ、パンフレットなどは、だいたいA4サイズくらいにそろうので、A4の紙封筒や畳んだチラシの間に、不要な名刺や封筒、はがき、菓子の紙製の箱を開いたり畳んだりして入れて、散らばらないように一緒に縛って出すことで、効率よく紙資源としてリサイクルができます。
- ティッシュの外箱についている取り出し口のビニールなど、紙とそれ以外の素材が簡単に分けられるものは、取り除くことで資源化ができます。



- 紙類の中には、紙にリサイクルすることができない「禁忌品(きんきひん)」と呼ばれるものがあります。

禁忌品が回収された紙資源に混入すると、紙に再生する際、機械の故障の原因となったり、出来上がった紙の品質が低下したりします。このため禁忌品となる紙類は「もやすごみ」として出してください。

<b>カーボン紙・ノーカーボン紙</b> 宅配便の伝票など	<b>圧着はがき</b> 使用料金の明細はがきなど	<b>感熱紙</b> レシートなど
<b>防水加工された紙</b> 紙コップ、紙製のカップめん容器など	<b>臭いのついた紙</b> 石けんや粉末洗剤の包装箱	<b>昇華転写紙</b> アイロンプリント紙
<b>不織布</b> マスク、簡易お手拭きなど	<b>食品の汚れや油がついた紙</b> ピザやドーナツの包装容器など	<b>感熱性発泡紙</b> 点字印刷物、立体コピー紙
<b>シール、粘着テープ</b> 雑誌付録、布ガムテープなど	<b>複合素材の紙</b> 通販用緩衝封筒など	<b>印画紙</b> 写真
<b>硫酸紙(パーチメント紙)</b> クッキングシートなど		

# 不法投棄を見かけたら、通報をお願いします。

## 不法投棄への対応

- 市では、不法投棄の防止、早期の発見、迅速な対応など、不法投棄への対策の強化に努めています。
- 市内の不法投棄が頻繁に見られる場所を中心に、職員が、日々、市域全体をパトロールし、不法投棄に対して厳しく取締りを行っています。
- 大竹市公衆衛生推進協議会でも、不法投棄防止に関する専門委員会を設置し、定期的に監視パトロールを行っています。
- 不法投棄で困っている場合には、自治会などの団体や個人からの申請により、不法投棄の防止を啓発する看板を無料で配付しています。
- 個人の所有地内に不法投棄され、土地所有者があらかじめ申請のうえ、自ら不法投棄物をリサイクルセンターに持ち込んだ場合、ごみ処理手数料を減免し、無料とする取扱いを行っています。(家電リサイクル法の対象製品の場合、家電リサイクル券は本人が購入する必要があります。)ただし、事業所の敷地内に不法投棄された場合は、対象となりません。
- 詳しくは、リサイクルセンター(52-5101)にお問い合わせください。

## 不法投棄監視カメラの設置

- 市では、不法投棄監視パトロールの実施状況や市民からの不法投棄に関する通報などを踏まえ、不法投棄への重点的な対応が必要な場所に、監視カメラを設置しています。
- 既に、市域内に10数カ所、監視カメラを設置しており、これまで監視カメラに映った映像から警察署に通報して、投棄者が判明し、検挙された事例が多数あります。

## 不法投棄を見かけた場合

- 廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合には、

- 5年以下の懲役**
- 1,000万円以下の罰金(法人の場合3億円以下の罰金)**

のいずれかまたは両方が科せられる場合があります。

- このため、市では不法投棄を見かけたり、不法投棄された物から不法投棄者が判明した場合には、警察署に速やかに通報します。
- 不法投棄を見かけた場合は、リサイクルセンターまたは警察署に連絡してください。不法投棄の防止に協力をお願いします。

### (通報先)

**大竹市リサイクルセンター ..... ☎ 52-5101**  
**大竹警察署..... ☎ 53-0110**



# 野焼きは法律で禁止されています。

## 野焼きの禁止

- 野焼きは、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。  
違法な焼却行為をした場合、懲役や罰金などの罰則が科せられる場合があります。
- 野焼きによって、ダイオキシンなどの有害物質が発生したり、火災の原因となることもあります。
- 周辺の住民にとって、煙や臭いによって気分が悪くなったり、洗濯物に臭いがつくなどの迷惑行為にもなります。



## 野焼き禁止の例外

- 野焼き禁止の例外として、次のような事項がありますが、該当する場合でも、むやみに焼却してよいのではなく、できる限り最小限度にとどめてください。

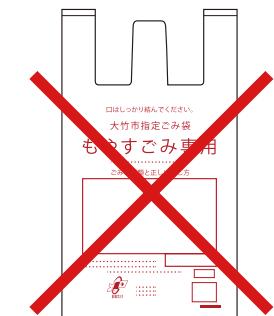
### (野焼き禁止の例外)

- ・「とんど」など、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却行為
- ・農業・林業・漁業などを営むために、やむを得ず行われる焼却行為
- ・たき火などの軽微な焼却行為

- ただし、上記に該当する場合であっても、周辺住民の生活環境に支障を与え、苦情などがあった場合には、行政指導の対象となります。

# 旧もやすごみ袋(赤色)は、使用できません。

- 平成25年10月、「もやすごみ」にごみ処理手数料を導入したことに伴い、旧もやすごみ袋(赤色)は使用できなくなりました。しかしながら、未だに旧もやすごみ袋(赤色)を使用したごみ出しがあります。
- 家にあった場合は、「もやすごみ」専用ごみ袋(オレンジ色)を使う際の小分けしたごみの内袋として使うか、製造後10年以上経過し劣化しているため、プラスチックごみとして処分してください。



旧もやすごみ袋(赤色)

## 家庭ごみの分別ガイドを活用してください。

### 「家庭ごみの分別ガイド」の配付

- ごみを正しく分別してもらうため、約800品目について、分別の区分を示した「家庭ごみの分別ガイド」を作成し、配付しています。

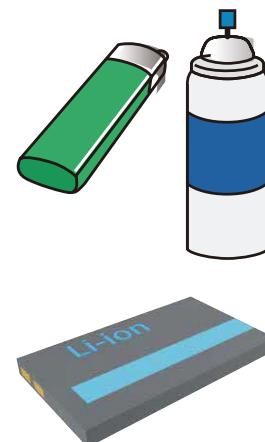
#### 《配付場所》

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| ◎環境整備課(市役所本庁舎2階)   | ◎リサイクルセンター |
| ◎大竹・玖波・栗谷支所        | ◎総合市民会館    |
| ◎コミュニティサロン玖波・元町・栄町 | ◎サントピア大竹   |
| ◎おがたピア             | ◎栄公民館      |

- 「家庭ごみの分別ガイド」は、市のホームページにも掲載しています。

### 火災の原因になります

- 正しく分別されていないため、ごみ収集車内などで、収集したごみから発火し、火災が発生するケースがあります。
- 殺虫剤、ヘアスプレーなどのスプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を空にして、「カンの日」に出してください。
- ライターは、必ずすべて使い切って、「もやさないごみの日」に出してください。
- リチウムイオン電池は、資源回収専用指定ごみ袋に入れて、予約のうえリサイクルセンターに持ち込んでください。



ごみ出しのルールなど、ご不明な点は、お気軽に問い合わせください。

**大竹市役所**  
環境整備課 リサイクルセンター  
〒739-0601 大竹市東栄3丁目4番地  
**TEL 52-5101**  
**52-5224**(持込み予約専用)  
**FAX 52-5180**

大竹市ホームページアドレス <http://www.city.otake.hiroshima.jp/>

